

議案第 4 3 号

市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条
例（令和元年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 6 条」を「第 1 6 条の 2」に改める。

第 3 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 1 6 条第 2 項中「それぞれの日」を「それぞれの基準日」に改め、第 2 章
中同条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当の支給等）

第 1 6 条の 2 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条においてこ
れらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用
職員（規則で定める者を除く。）であって、任期の定めが 6 箇月以上のもの（こ
れに準ずる者として規則で定める者を含む。）に対し、それぞれの基準日以前
6 箇月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績に応
じて、それぞれの基準日ごとに規則で定める日に支給する。これらの基準日

前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において、フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を基礎として規則で定める額に規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する勤勉手当の額の総額は、基準日現在において、フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を基礎として規則で定める額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めについては、一般職給与条例第24条の2の3第4項において準用する一般職給与条例第24条の2及び第24条の2の2の規定の例による。

第17条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第29条第2項中「それぞれの日」を「それぞれの基準日」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当の支給等）

第29条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものに対し、それぞれの基準日以前6箇月以内の期間における当該パートタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれの基準日ごとに規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。

(1) 任期の定めが6箇月以上の者（これに準ずる者として規則で定める者を含む。）

- (2) 1週間当たりの勤務時間が規則で定める時間以上の者
- 2 勤勉手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において、パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を基礎として規則で定める額に規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項に規定する勤勉手当の額の総額は、基準日現在において、パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 4 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めについては、一般職給与条例第24条の2の3第4項において準用する一般職給与条例第24条の2及び第24条の2の2の規定の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

地方自治法の改正等を踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。